

## 福島県水道ビジョン検討会設置要綱

## (設置)

第1条 社会・経済情勢の変化に伴う利用者のニーズの多様化や水道管理水準の高度化など水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、本県における水道のあり方や基盤強化の方向性などを位置づける福島県水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）を策定するに当たり、学識経験者や水道事業体代表、利用者代表などの意見や提案を幅広く反映させることを目的として、「福島県水道ビジョン検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見・提案を行う。

- (1) 水道ビジョン策定にかかる調査に関すること。
- (2) 水道ビジョンの取りまとめに関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

## (検討会及び解散)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

- 2 検討会は、水道ビジョンの策定をもって解散するものとする。

## (運営)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 検討会は、必要に応じ座長が招集する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、特に必要と認めるときは、協議事項に関係のある者を検討会に出席させ、意見を求めることができる。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

## 附則

この要綱は、令和元年11月13日から施行する。

別表

福島県水道ビジョン検討会委員名簿

	氏名	職業	専門分野・活動分野等
1	今泉 繁	福島地方水道用水供給企業団 事務局長	水道事業体(用水供給)
2	岡部 光徳	古殿町長 (福島県水道協会長)	水道事業体(簡易水道)
3	佐藤 英司	福島大学経済経営学類 准教授	学識経験者
4	高橋 智之	会津若松市 水道事業管理者	水道事業体(上水道)
5	田崎 由子	福島県消費者団体連絡協議会 事務局長	利用者代表
6	長岡 裕	東京都市大学工学部 教授	学識経験者